

## 財神戶大学六甲台後援会だより (24)

### 公益財団法人化の手続きについて

かねて報告もしました当後援会の公益財団法人化も、いよいよ最終段階に入りました。去る平成18年6月2日に新しい法人制度の改革のための法律第50号が公布されてから、わが財団は「公益認定対応委員会」を設置して、新しい定款、諸規則の制定、財務事項の対応など、公益財団法人化のための諸作業に取り組んできました。兵庫県、公益法人室のご指導もいろいろありましたが、前記「対応委員会」の皆さんのご尽力で、去る3月4日に各種書類を調べて同公益法人室に申請書を提出、受理されました。この3月25日には認定書の交付を受けられる予定であります。登記は、4月1日を目指していますが、正式認定を得ることができれば、わが財団法人神戸大学六甲台後援会は、「公益財団法人神戸大学六甲台後援会」に移行します。その節は、また詳しくご報告申し上げますが、ここでは、取りあえず皆さんにその進展状況についてご報告を致しますとともに、ここまで何かとご尽力を頂いた「公益認定対応委員会」の皆さんと、それを支援して頂いた六甲台後援会の理事・監事、評議員の皆さんに厚くお礼申し上げます。

### 母校活性化の願望

本誌前号で、日経新聞で報じられた関西の大学ブランド・ランキングのことについて触れておきました。それと関連して凌霄会の皆

さんの中から、「自分たちがわが神戸大学の法学部とか、経済学部とか、経営学部などを受験した時は、あのブランド・ランキングで取り上げられていた幾つかの私立大学はもちろん、大阪大学よりも合格が難しいと言われていたのに残念だ」といったお手紙を頂きました。そういうえば、あの後、国立・私立12大学（旧帝大7大学に東京工業大学、一橋大学、筑波大学の国立10大学と慶応・早稲田の私立2大学）と15の大企業とが人材育成の協定を結んだという記事も出しましたが、残念ながら、その中にわが神戸大学は入っていませんでした。

お聞きしますと、今年のが3学部の受験生の併願校を見ると、以前考えたことのなかった大学が記入されるようになっていくようです。これはお互いに真剣に考えておかねばならない事態です。自分の能力をそれ相応に信じ、何事についてもポジティブに対応していくことと思うことができる学生諸君ならともかく、そういう気持ちを持たない学生諸君を教育するのは、非常に難しいことになります。この岐路に立った母校の現状を克服するために、何よりも母校の教職員の皆さんの一層のご活躍をお願いするとともに、母校の持つ数々の優れた能力を一般に認知してもらうための各種の有効な試みが一挙に積み上げられなければなりません。

わが六甲台後援会も、その試みを実現するための財政的なバックアップをしたいものだと思います。昨年、J・I・ベルフラワーという人の編集で『カレッジと大学の基金―そのケーススタディと税論点―』という本も出版されました。ハーバード・エール・スタンフ

オードなどをはじめ、20の大学・カレッジの基金の状況、在学生1人当たりの基金をはじめ、基金の運用状況などが実証分析されていますが、よく言われているように、わが国とは比較にならないほどの巨額になっています。例えば、ハーバード大学では、基金は1989年には、79億ドルだったのが、2008年には374億ドルと4・7倍に増え（もつとも、例のサブプライム・ローン不況で、2009年には260億ドルに下落している）ており、2009年には、この基金の6%に当たる16億5600万ドルくらいが学部の支援（28%）、教育・研究（8%）、図書館など（3%）等々のために支出されています。

日本の多くの大学は、米国の大学のような巨額の基金を持つているわけではありません。ちなみに、2006年に、エール大学180億ドル、スタンフォード大学141億ドル、テキサス大学132億ドル、プリンストン大学130億ドル、MIT84億ドルといった具合ですから、とても比較になりません。私たち六甲台後援会の基金総額は、現在の為替レートでドル表示すると2200万ドルくらいにしかならないことを見ても、そのことはよく分かります。

しかし、わが国でも寄付金の社会的重要性が段々と認識されるようになりましした。「ふるさと寄付金」が寄付金所得控除だけでなく、税控除の対象になったのはその一例です。しかし、わが国ではまだ、大学への寄付金は所得控除の対象だけで、税控除の対象にはなっていません。しかし、公共のために必要と考える仕事のためのお金を税の形で、政府や地方自治体の使い方に任せてきた私たちにも、自

らの判断で自分の所得のうちから公共の目的のために使えるようになるうという気持ちは高まっています。私たち六甲台後援会は、これからもその基金運営に工夫をして、卒業生の皆さんに、それだけやってくれるなら寄付しようというお気持ちになって頂けるよう努力したいと考えています。どうかよろしくご協力の程お願い申し上げます。

#### 前号以降のご寄付について

ありがたいことに前号以降にも3人の方々から、計30万円のご寄付を頂戴しました。そのうちのお1人、向井春子さんは、先般ご逝去になられた中山正實画伯の夫人・時子さんの姪に当たられる方で、10万円を頂きました。向井さんは、かねてから当会の新野理事長とは、お知り合いで、今迄神戸大学の皆さんが、中山画伯の壁画やその他の諸作品の保管のために努力して頂いたことに対して、時子さんのご逝去の際にお礼として、醸金して頂いたものです。向井さんには、いま改修中の図書館の壁画「青春」や、同様に手を入れたいただいている図書館内の中山画伯の油絵などの修復が完了しましたら、一度ご来学を頂きご覧頂くと考えております。

これに加えて、この度は、高田順甫様（昭29・法）、山邑陽一様（昭34・法）から、それぞれ10万円ずつご寄付頂きました。これで、平成22年度会計年度だけでも、1042万円のご寄付を頂いたことになりました。皆さん本当にありがとうございます。

最後に、いつも申し上げておりますように、六甲台後援会へのご寄付につきましては、税法上の特別措置のある証明書付きの領収書

をお送りしております。これは、はじめに申し上げましたように当財団が公益財団法人になった場合も同様になります。なお、当財団へのご寄付の手続きは以下の通りですので、よろしくお願い申し上げます。

◎銀行送金の場合（銀行からの連絡に時間がかかり、領収書送付が遅れないようにするため、お葉書でも電話・FAXでも結構ですから、ご送金について事務局までご一報ください）

銀行名 三井住友銀行六甲支店

口座番号 普通預金 4069496

口座名義 財神戸大学六甲台後援会

◎郵便振替の場合（通信欄に卒業年次と出身学部をご記入ください）

口座番号 0098019116772

口座名義 財神戸大学六甲台後援会

〒657-0068

神戸市灘区篠原北町4-11-5

財神戸大学六甲台後援会事務局

電話・FAX(078) 861-3013

国民経済雑誌 第202巻 第6号 (12月刊)

論 文

E.L.ジョーンズ『経済成長の世界史』と 日本近世史研究について.....	天 野 雅 敏
2010年上海万国博覧会をめぐって —万国博史上における位置づけを中心に—.....	重 富 公 生
国際貿易、技術革新と所得格差に関する一考察.....	内 田 雄 一郎
戦後日本企業の海外経営の階層的現地化 —海外従業員数順上位100社の検討—.....	藤 田 順 也 竹 内 竜 介 平 野 恭 平
国際会計基準の適用に関する実証的評価.....	北 川 教 央
第202巻総目次	